

令和5年度向け「プラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)」
質疑概要

本資料は、令和4年6月29日(水)～令和4年7月1日(金)に開催されたプラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)において、参加申し込みの際の事前質問や説明会当日の質問、説明会後の質問に対する回答をまとめたものです。

No.	区分	Q	A
1	申込・契約関連	製品プラのみを申し込みことは可能か。	製品プラを申し込み場合、容リプラの申し込みが必須となります。
2	申込・契約関連	「製品プラ」を入れないで、「容リプラ」+「産廃プラ」のみで取扱い可能か。	可能です。その場合、マニフェストによる管理などが付随いたします。なお、産廃プラの詳細については10月下旬送付予定の本申込資料で説明をする予定です。
3	申込・契約関連	今回の引渡査調査で製品プラは「申し込みない」と回答したが、本申込で「申し込み」と回答しても良いのか。	出来るだけ引渡査調査の時点で、次年度の申込を確定していただきたいのですが、本申込の直前にならないと分からないということであれば、可能とします。
4	申込・契約関連	製品プラの比率について、上限はあるのか？(例えば製品プラ100%でも申込は可能か)	上限はありませんが、容リプラの引き渡しを行わず、製品プラ及び産廃プラのみを引き渡すことはできません。容リプラの申し込みは必須となります。
5	申込・契約関連	・現在製品プラとしての収集実績がなく、来年度の引き渡し予定量の算出が困難。この場合、どのように算出すれば良いのか。	引渡査調査については、すぐに品質調査を実施できない等の理由があるのであれば、予測値で構いませんが、できるだけ申込量と差が発生しないようお願いいたします。ただし本申込までに必ず品質調査を実施して容リプラと製品プラの比率を明確にし、その比率をもとに申込量を決定してください。本申込までに品質調査が実施できない場合は環境省にご相談ください。
6	申込・契約関連	年度途中での契約内容変更(容リプラのみ → 容リプラと製品プラの一括回収。10月開始、など)は可能か。	可能です。その場合は引渡査調査の製品プラの引き渡し予定量に数量を記入して頂き、特記事項欄に「期中の〇月から製品プラを引き渡す」等の内容を記載してください。また、本申込の際にも同様に製品プラの申込量を記入及び特記事項にその旨を記入してください。なお、本申込の際に製品プラの申込が無い場合は、製品プラを引き渡すことができませんのでご注意ください。
7	申込・契約関連	令和5年度に容リプラと製品プラを協会に申込み予定。今年度の10月～11月に容リプラと製品プラを申し込みをするが、調整が遅れて令和5年度に製品プラが引き渡しができなくなった場合、ペナルティはあるのか。	当協会へ製品プラをお申込みいただいた場合は、必ず引き渡しをお願いいたします。お申込みを頂いたのにも関わらず、引き渡しが無い場合、次年度以降のお申し込みをお断りする可能性があります。
8	申込・契約関連	製品プラや産廃プラを申し込みなかった場合、ペナルティはあるのか。	ペナルティはありません。なお、本申込の際に製品プラや産廃プラの申込が無い場合は、製品プラや産廃プラを引き渡すことができませんのでご注意ください。
9	申込・契約関連	プラ法32条に基づく申込は、全国の何%くらいを見込んでいるのか。	今回の引渡査調査が最初の調査となりますので、現時点でどのくらい申し込みがあるかわかりません。
10	申込・契約関連	協会に申し込み条件として、全地域で製品プラ等の一括回収をしなければならないのか。 また、全地域で申し込みを予定しているが、品質調査は一部地域で実施し、その比率を全地域の比率として申し込んで良いか。	全地域での一括回収は条件ではありません。一部地域の分を協会に申し込みすることも可能です。また市町村が実施する品質調査も一部地域で実施した結果を分析、反映し全地域の比率として申し込みすることも可能です。
11	申込・契約関連	現状の容器包装ハールの中にも、多少製品プラが含まれているので、分別収集物として協会に引き渡すことはできるのか。	可能です。プラスチック資源循環促進法31条にある基準の策定、及びその周知など適正に分別し排出されたものであることが必要です。その上で、製品プラとして申し込んでいただけます。製品プラのリサイクル費用は市町村負担となります。また、ハールに含まれる容リプラ、製品プラの比率を品質調査で明確にして頂き、その比率をもとに申し込みをお願いいたします。

令和5年度向け「プラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)」
質疑概要

本資料は、令和4年6月29日(水)～令和4年7月1日(金)に開催されたプラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)において、参加申し込みの際の事前質問や説明会当日の質問、説明会後の質問に対する回答をまとめたものです。

No.	区分	Q	A
12	申込・契約関連	現在、製品プラの一括回収を行っていないが、指定収集袋を製品プラとして協会に申し込んでも良いか？	可能です。指定収集袋がプラスチック資源循環促進法31条にある基準に含まれ、その周知など適正に分別し排出されたものであることが必要です。その上で、製品プラを申し込んでください。従来の容リプラのみを申し込んでいる場合では指定収集袋はベールに含めることはできず異物となります。指定収集袋を製品プラとして申し込んでいただければ、そのリサイクル費用は市町村負担となります。 ベールに含まれる指定収集袋などの製品プラの比率を品質調査で明確にして頂き、その比率をもとに申し込みをお願いいたします。
13	申込・契約関連	プラ法による分別収集物の基準に適合していれば、不燃ごみから製品プラをピックアップし、容リプラに混ぜてベールを作成した場合でも、申込は可能か。	可能です。プラスチック資源循環促進法31条にある基準の策定、及びその周知など適正に分別し排出されたものであることが必要です。その上で、必ず製品プラを申し込んでください。ベールに含まれる容リプラ、製品プラの比率を品質調査で明確にして頂き、その比率をもとに申し込みをお願い致します。
14	申込・契約関連	一部の地域のみ(モデル的に)で製品プラの一括回収を実施する予定で、数量が少ない場合でも申込は可能か。	可能です。その場合、一部の地域で収集した容リプラ、製品プラで品質調査を実施し、その比率をもとに申込をお願いいたします。また、環境省例の「分別収集物の基準」には「原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。」とある通り、10t車に最大積載できる量の確保をお願いします。
15	申込・契約関連	広域処理しているが、構成市町村の一部だけでも製品プラを申し込めるか	構成市町村中の一部自治体でも、申し込み可能です。また、次年度以降に対象範囲の拡大等があった場合には、その都度、市町村による品質調査が必要となる場合があります。
16	申込・契約関連	来年度の予算編成や収集方法の変更などで、令和5年度からの申込に間に合わない。令和6年度や令和7年度からでも申込みできるのか	申込は毎年度実施します。令和5年度を申込なくても令和6年度や令和7年度から申込むことは可能です。
17	申込・契約関連	製品プラの処理委託契約の進め方について	製品プラについては、容リプラの市町村負担分とは別の契約書を締結致します。契約書の締結する期間は容リプラと同じ3ヶ月を予定しております。
18	費用負担関連	プラスチック資源循環促進法(第32条)に基づく再商品化を申し込んだ場合、費用負担はどうなるのか？	分別収集物に含まれる容リプラ(従来の容リ法の分別収集適合物)の費用負担は従来と同じ特定事業者負担と市町村負担となります(参考までに令和4年度は特事負担99%：市町村1%)。容リプラ以外の製品プラや産廃プラの再商品化費用は全額市町村の負担となり、引渡量に応じた協会経費を合わせて負担頂きます。
19	費用負担関連	費用負担の単価の算定方法を教えて欲しい。	容リプラの単価は従来の容リ法と同様、国からの量・比率を参考に実施委託単価(毎年変動、参考までに令和4年度は53,000円/トン)として協会が設定し、市町村負担分はその単価を掛けた委託費を負担頂きます。製品プラ等の単価は毎年実施する当協会の登録事業者による入札で決まった単価と、製品プラに関わる当協会の経費単価を合計した単価となります。
20	費用負担関連	・プラスチック製品に係る再商品化の委託料及び市町村の負担はどの程度になると算定しているか。 ・製品プラ等の市町村委託単価は独自処理と比べてどのぐらい差が出てくるのか。	入札で決定した単価で算出するため、現時点では分かりません。(入札は12月下旬～1月中旬頃、落札結果の通知は2月下旬頃を予定しております)
21	費用負担関連	製品プラに関わる協会の経費は発生するのか。また誰が負担するのか。	当協会が製品プラ等に関わる経費を算出します。この経費分は製品プラ等を申し込んでいる市町村が負担します。
22	費用負担関連	①容リプラと製品プラを混ぜてベールとする ②容リプラと製品プラを別々のベールとする どちらの状態でも、市町村負担は変わらないのか。	①と②の容リプラと製品プラが同じ比率であれば、市町村負担は変わりません。
23	費用負担関連	入札が不調となり、製品プラを引き渡さないことになった場合、プラスチック資源循環促進法32条により発生する協会経費単価は請求されるのか。	製品プラは引き渡さないこととなりますので、製品プラに関わる経費は請求致しません。

令和5年度向け「プラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)」
質疑概要

本資料は、令和4年6月29日(水)～令和4年7月1日(金)に開催されたプラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)において、参加申し込みの際の事前質問や説明会当日の質問、説明会後の質問に対する回答をまとめたものです。

No.	区分	Q	A
24	品質基準関連	ペールの品質要件、組成確認、品質調査結果のランク付けについて教えてほしい。	令和4年6月20日に発送しました「令和5年度市町村からの引き渡し量に関する調査(容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法)の実施について」の資料11「令和5年度引き取り品質ガイドライン」及び資料12「令和5年度申込時におけるペール品質調査(組成調査)の実施について」をご覧ください。
25	品質基準関連	収集対象となるプラスチック使用製品廃棄物の種類や範囲を教えてください。	令和4年6月20日に発送しました「令和5年度市町村からの引き渡し量に関する調査(容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法)の実施について」の資料11「令和5年度引き取り品質ガイドライン」及び環境省の「分別収集物の手引き」を参考に、市町村自ら収集する種類や範囲を定める必要があります。
26	品質基準関連	環境省の「手引き」に記載がある「その原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの」「大部分」とはどの程度を指すのか。具体的に教えてください。	環境省の「分別収集の手引き」の「3. 含めてよいもの」をご参照ください。
27	品質基準関連	環境省の「分別収集の手引き」に記載のある「大部分がプラスチック」の判断基準を教えてください。	「内部部品を含めて、ほとんどがプラスチックで構成されるもの」となり、含めてよいものは例示があります。詳細については環境省にご相談ください。
28	品質基準関連	環境省が出している「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」で、分別収集物に含めてよいものの例として具体的な製品の一例が記載されているが、この一例記載の製品の類似品も分別収集物に含めてよいものとして解釈してよいのか。	引き取り品質ガイドラインに「例示されていないプラスチック使用製品であっても、原材料の全部または大部分がプラスチックであれば分別収集物に含めることができます」と記載のある通り、この内容に合致していれば含めることができます。
29	品質基準関連	容リプラと製品プラは同じペールに混載してもよいのか？	容リプラと製品プラを同じペールとしていただいて結構です。むしろ混載を前提としています。
30	品質基準関連	また、容リプラはペール、製品プラはフレコンバッグに入れて引渡が可能か？	環境省令の「分別収集物の基準」に「圧縮されていること」と記載の通り、ペールが条件となります。
31	品質基準関連	①貴協会が受け入れる容リプラまたは製品プラの最低ラインはあるか。 ②バイオプラや生分解性プラが含まれていても構わないか。また混在割合の制限は設けられるのか。 ③プリンター等、紫外線により劣化したプラが含まれていても構わないか。また混在割合の制限は設けられるのか。 ④複合樹脂であっても構わないか。また、混在割合の制限は設けられるのか。 ⑤分別収集物に含めてはいけないものに、刃物等があるが、カッターやカミソリ等で刃を外せば分別収集物に含めることができるか。 ⑥まな板等、厚みのあるものは不可とあるが、コンテナボックス等、50cm未満に細断しても部分的に5mmを超える厚さがあるものは分別収集物に含められないのか。	①品質のラインについては引き取り品質ガイドライン及び環境省の「分別収集の手引き」を参照ください。申込量のラインということであれば、環境省例の「分別収集物の基準」には「原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。」とある通り、10t車に最大量積載できる量の確保をお願いします。 ②バイオプラ、生分解性プラであっても構いません。またそれらの混合比率に制限を設けることもありません ③分別収集物として含めてよいものであれば、また含めてはいけないもの、例えば汚れているもの、に当てはまらなければ劣化プラ製品が含まれていても構いません。 ④大部分がプラスチックであるものという条件に当てはまれば、複合樹脂であっても構いません。 ⑤刃物部分が確実に取り外されており、大部分がプラスチックであるという条件に当てはまれば、含めることができます。 ⑥50cm未満に細断されており、部分的に5mmを超える厚さ程度であれば含めることができます。厚みについては再生処理の工程に支障が無いかが判断し、判断基準は今後変更となる可能性があります。
32	品質基準関連	引き取り品質ガイドラインに記載されているペールの寸法や重量が、大きな製品プラ圧縮することにより規格から外れることが想定されるが、引き取りは可能か。	引き取り品質ガイドラインに記載されているペールの寸法や重量はあくまで推奨サイズです。概ね推奨サイズであれば問題ありません。
33	品質基準関連	50cm以上のもので、例えばブルーシートなどは切断しないで、まるめてもよいのか。	50cm未満となるよう切断する必要があります。

令和5年度向け「プラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)」
質疑概要

本資料は、令和4年6月29日(水)～令和4年7月1日(金)に開催されたプラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)において、参加申し込みの際の事前質問や説明会当日の質問、説明会後の質問に対する回答をまとめたものです。

No.	区分	Q	A
34	品質基準関連	製品プラの回収にあたり、50センチ以上の製品を対象とするかどうかを検討しております。50センチ以上のものを対象とした場合、破砕機を導入し圧縮することを想定しています。プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きでは、圧縮梱包に「粉砕されたものは含めることができない」と記載されておりますが、破砕する場合の長さの基準(何センチ未満は不可など)はありますでしょうか？	50センチ以上のものは破砕機で破砕しなくても50cm未満に裁断されていれば含めてよいものとなります。 破砕の程度(大きさ)は、再生処理事業者のリサイクルに支障が出なければ良いです。手選別時に、人がプラ容器だと判別できる大きさであり、光学選別機で読み取り、エア噴射で適切に飛ばせる大きさであればよいと思います。ベールからこぼれ落ちない、飛散しない程度の大きさを目安にしてください。
35	品質基準関連	引き取り品質ガイドラインで「粉砕・溶融されているもの」は含めることができないとあるが、破砕した場合にどの程度の大きさまでであれば引き取り可能となるのか。	一般的な破袋機や中間処理の工程で破けたプラや砕けたプラ程度であれば含めて良いです。破袋機ではなく、破砕機で細かく砕いたプラは引き渡すことができません。ベールからこぼれ落ちない、飛散しない程度の大きさを目安にしてください。
36	品質基準関連	ベール化するための圧縮梱包機において、容リプラ、製品プラを含めたプラスチックはベール化できるのか(メーカーから製品プラは圧縮できないと言われている)	バケツや風呂桶のような大きなものだけではベールにはできないと思われませんが、製品プラとの一括回収で収集されるプラスチックの品目(スプーンやストローなど小さなプラスチックがあること)や、容リプラと製品プラが混ざったプラであることを考えると、ベールにすることは可能だと考えています。 現在、当協会では複数の市町村にご協力いただき、容リプラと製品プラを混ぜた分別収集物を想定したベールを作っていたいただき、当協会でも組成を調査しており、問題なくベールができています。これらの内容も踏まえ、メーカーにご確認ください。
37	品質調査関連	市町村による品質調査について、詳細な調査方法を教えて欲しい。	令和4年6月20日に発送しました「令和5年度市町村からの引き渡し量に関する調査(容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法)の実施について」の資料12「令和5年度申込時におけるベール品質調査(組成調査)の実施について」の参考資料②「分別収集物のベールの品質調査方法」をご覧ください。
38	品質調査関連	市町村による品質調査は1回実施すれば良いのか。複数回必要か。	市町村が自主的に行うベール品質調査について、実施するかどうか及びその頻度について、当協会の定めはありません。 しかしながら、市町村の自主調査によって、自ら品質を把握して頂くことは重要だと考えており、自主調査の実施有無やその頻度については、市町村のご判断をお願いします。
39	品質調査関連	市町村による品質調査は、市町村の担当職員が行うのか、それとも専門の業者に委託すべきか。	引き取り品質ガイドライン及び環境省の「分別収集の手引き」をもとに判断ができるのであれば、どなたが実施しても問題ございません(業者に委託する必要はございません)。
40	品質調査関連	ベールに含まれる容リプラ、製品プラの比率の目安はあるか。	目安はありません。市町村によって収集品目等が異なりますので、必ず申込までに品質調査を実施してください。
41	品質調査関連	市町村による品質調査について、令和5年度より全地区で製品プラの一括回収を開始する予定だが、その前に地区を限定して試験的に容リプラと製品プラを一括回収する予定。試験的に集めた容リプラと製品プラをもとに品質調査を実施し、その比率で申し込む予定だが、この比率で申し込んで良いのか。	全地区でなくても、一部地域で試験的に回収した容リプラと製品プラをもとに品質調査を実施していただき、その結果を分析、反映し申し込むことは可能です。
42	品質調査関連	当市では、環境省の実証実験で調査を実施しており、そのデータを品質調査として使用可能か。	可能です。その場合、品質調査の方法は「独自の方法で実施」として、申込時に添付する記録表に実証試験の結果(容リプラと製品プラの比率)を記入してください。
43	品質調査関連	現在、容リプラと製品プラの一括回収をしていないため、サンプルが集まらず品質調査が実施できない。他市で実施したモデル事業や実証実験の結果を目安にすることは可能か。	当協会に申し込みの際は、原則、申し込む市町村自らの品質調査を必須としており、他市町村の結果は使用できません。何らかの理由で品質調査が実施できない場合は、環境省にご相談ください。
44	品質調査関連	申込み時にベール品質調査が必須とあるが、品質調査の対象はベールでなくても良いのか。	実際に引き渡されるベールに含まれる容リプラ、製品プラの比率と大きな差が無いのであれば、形状はベールではなくても構いません。(バラバラの状態でも構いません)

令和5年度向け「プラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)」
質疑概要

本資料は、令和4年6月29日(水)～令和4年7月1日(金)に開催されたプラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)において、参加申し込みの際の事前質問や説明会当日の質問、説明会後の質問に対する回答をまとめたものです。

No.	区分	Q	A
45	品質調査関連	期中で製品プラを申し込む場合、市町村による品質調査は必要なのか。	期中であっても本申込の際に必ず製品プラを申し込んでいただき、申込前までに品質調査が必要となります。また本申込の際、期中での申込区分変更の旨、その時期及び量などを特記事項としてご記入ください。
46	品質調査関連	当市では、すでに現時点で容リプラ、製品プラの一括収集しており、プラスチック類を容リプラ・製品プラ・異物等に選別しバールにしている。品質調査を実施せず、実際の出荷量をもって調査結果に代用することは可能か。	原則、申込までに品質調査は必須となります。左記の場合は環境省にご相談ください。なお、協会に委託する時には、プラスチック資源循環促進法31条にある基準の策定、及びその周知など適正に分別し排出されたものであることが必要です。
47	品質調査関連	容リ協に契約後、協会が実施するバール品質調査によって、申込時の比率と大きな乖離があった場合、既に支払済の委託費に追加して(乖離分の)請求が発生することはあるのか。	すでに支払済の委託費に追加して乖離分を請求することはいたしません。初年度については上期に当協会で品質調査を実施し、下期に比率を変更します。
48	品質調査関連	容リ協に契約後、上期(4月～9月)までに容リ協で品質調査を実施し、容リプラ、製品プラの比率が異なった場合は契約変更となる場合があると記載があるが、9月までは容リプラのみ、10月以降はプラ一括回収した場合、上期では品質調査は実施できない。この場合の契約変更はいつのタイミングとなるのか。	左記の場合、上期は品質調査は実施できず、下期のみ実施となりますので、次年度からの契約変更となる場合があります。
49	品質調査関連	市町村による品質調査が必須と記載があるが、品質調査を実施するには、分別収集を行う製品プラの種類を決定し、分別収集を開始することが必要となる。また、品質調査までに当該バールを保管する必要もあり、当市では対応できない。どうすればよいのか。	市町村による品質調査は原則必須となります。協会に委託する時には、プラスチック資源循環促進法31条にある基準の策定、及びその周知など適正に分別し排出されたものであることが必要です。品質調査にあっても市町村の定める対象物などの基準が必要となります。全地区で開始しなくても、地区を絞って試験的に収集したものを品質調査を実施していただければ当協会に申し込むことが可能です。品質調査が実施できない場合は、環境省にご相談ください。
50	品質調査関連	容リ協に契約後、協会で品質調査を実施し、申込時の比率と変動があった場合、期中で変更する可能性があるかと記載があるが、どの程度の差で変更するのか。	どの程度の差で変動するのかは、現在検討中ですので、現時点ではお答えできません。
51	品質調査関連	・現在、可燃ごみで製品プラを集めているが、これから算出した内容と既存の容リを足した内容から比率を算出してよいか。 ・ある期間を決めて埋め立てごみとして収集した中から製品プラを抽出し、同期間の容リプラに混ぜてバール化した後、品質調査して(比率を求めて)もよいか。	分別収集物の回収を想定した品質調査が必要となります。左記の場合は品質調査が実施できない場合に該当しますので、環境省にご相談ください。なお、協会に委託する時には、プラスチック資源循環促進法31条にある基準の策定、及びその周知など適正に分別し排出されたものであることが必要です。
52	品質調査関連	市町村による品質調査は、実施する時期に有効期限があるのか。(例えば、令和5年に実施した品質調査の結果を令和8年の申し込みの際に使用)	直近の調査が望ましいですが、収集する品目や条件等が変わらないければ、数年前のデータでも利用可能です。
53	品質調査関連	容リ協へ分別収集物として引き渡すバールが、容リプラのバールと、製品プラのバールで別れていた場合、容リプラバールの中に、製品プラが入っていた場合に異物となるのか。	容リプラ、製品プラの両方を申し込んでいただくので、容リバールの中に製品プラが入っていても異物とはなりません。(どちらのバールに相対して混入していても問題ございません)
54	品質調査関連	容リプラと製品プラのバールが別々の場合、市町村による品質調査は製品プラのみで良いのか。	容リプラも製品プラも品質調査が必要となります。本申込の際には、品質調査の記録表は容リプラ1枚、製品プラ1枚、合計2枚を添付してください。
55	品質調査関連	市町村による品質調査は事務組合単位で実施するのか、構成市町村単位で実施するのか。	原則、申し込みを行う市町村等で品質調査を実施していただきます。申し込みが一部事務組合であれば、一部事務組合で品質調査を実施してください。または全ての構成市町村で品質調査を実施し、その集計値で申し込むことも可能です。

令和5年度向け「プラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)」
質疑概要

本資料は、令和4年6月29日(水)～令和4年7月1日(金)に開催されたプラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)において、参加申し込みの際の事前質問や説明会当日の質問、説明会後の質問に対する回答をまとめたものです。

No.	区分	Q	A
56	品質調査関連	令和5年度は従来通り容リプラのみの申し込み予定だが、市町村による品質調査の実施は必要か。	従来通り容リプラのみの申し込みであれば、市町村による品質調査は不要です。
57	入札関連	市町村における上限価格の設定について、価格の目安等を教えて欲しい。	市町村自ら設定するものですので、当協会から目安等はお答えできません。なお、上限価格について未回答の場合は、上限価格を「設定しない」を選択したものと判断します。
58	入札関連	市町村が製品プラ等の上限価格を設定しなかった場合は、容リ協が製品プラ等の上限価格を設定することはあるのか。	当協会では製品プラ等の上限価格は設定しません。
59	入札関連	市町村の上限価格(製品プラ等)は公表されるのか	現在検討中です。10月下旬送付予定の本申込資料で説明をする予定です。
60	入札関連	入札時、市町村でリサイクル手法(材料リサイクル、ケミカルリサイクル)を指定できるのか。	従来の容リと同様、リサイクルの手法は指定できません。
61	入札関連	容リプラ、製品プラを一括回収をした場合、受け入れ事業者の選定について、容リ協で実施するのか。	協会委託ルート(32条)については協会が行う入札により、再生処理事業者を決定します。認定ルート(33条)については、市町村自身が決定する必要があります。
62	入札関連	容リプラと製品プラを申し込み、指名競争入札で製品プラの上限価格を超えてしまい、選択肢の「上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを引き渡す」に該当した場合、引渡しペールは、容リプラのペールと製品プラのペールを分ける必要があるのか。	容リプラと製品プラが混ざったペールで、左記の選択肢に該当した場合は、市町村が容リプラのみを選別、ペール化し当協会に引き渡すこととなります。
63	入札関連	容リプラと製品プラのペールが分かれた場合、落札する再生処理事業者は同じなのか、別になるのか。	原則、同じ保管施設であれば、容リプラと製品プラが分かれたペールであっても、同じ再生処理事業者が落札します。 ただし、1つの保管施設に複数の再生処理事業者が落札した場合は、それぞれの再生処理事業者に申し込み時の容リプラと製品プラの比率(または当協会が品質調査を実施し、申し込み時から変更した比率)で引き渡すことが必要です。 (例えば容リプラ比率が80%、製品プラが20%の保管施設をA社、B社が落札した場合、A社、B社ともに容リプラ80%、製品プラ20%で引き渡すことが必要です)
64	入札関連	容リプラのペールの保管施設と製品プラのペールの保管施設が分かれてしまう場合でも申込は可能か。	可能ですが、入札の結果によってそれぞれの保管施設が別の再商品化事業者になる場合があります。
65	産廃関連	「産廃プラ」は、市町村が排出事業者から引き取った重量で把握することですが、計量していない場合はどうするのか。	重量で把握できない場合は申し込みことはできません。その場合、産廃プラは容リプラや製品プラに含めないでください。産廃プラは独自処理となります。産廃プラの重量測定に基づく量の把握については環境省にご相談ください。
66	産廃関連	産廃プラの重量把握ができないため、事業系有料ごみ処理券の販売枚数等から事業系割合を算出する方法で申込は可能か。	産廃プラは排出事業者から重量測定に基づく量を把握していただくことが原則です。左記の場合は環境省にご相談ください。

令和5年度向け「プラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)」
質疑概要

本資料は、令和4年6月29日(水)～令和4年7月1日(金)に開催されたプラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)において、参加申し込みの際の事前質問や説明会当日の質問、説明会後の質問に対する回答をまとめたものです。

No.	区分	Q	A
67	産廃関連	産廃プラを引き渡す場合、再商品化事業者へのマニフェストの交付が必要とのことだが、提出の頻度を教えてほしい。	搬出する都度マニフェストを交付が必要となります。
68	その他	主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能になることについて教えてほしい。	認定ルート(33条)は国の責任で認定するものですので、詳細については環境省にご相談ください。
69	その他	既に容リプラと製品プラの一括回収を開始している(またはこれから始める)自治体の情報を教えてほしい。	当協会の調査では現在容リプラと製品プラを一括回収している市町村は全国で30箇所程度であると認識しております。ただし、その市町村が令和5年度から当協会に申し込むかは分かりません。
70	その他	どのくらいの再生処理事業者が製品プラのリサイクルに対応できるのか。 また、新規参入予定事業者はいるのか。	現在、令和5年度の再生処理事業者の登録申請を受け付けており、8月から審査を開始します。現時点では未定です新規参入については、審査前のため現時点では分かりません。
71	その他	一括回収のモデル実施をした場合、収集した製品プラについては、協会への引き渡しができず、各自治体で独自処理することが前提という解釈でよいか。	当協会に申込前だと思われしますので、その場合は製品プラを引き渡すことはできません。独自処理となります。
72	その他	製品プラ等の落札単価は協会HPに掲載するのでしょうか。	落札結果の情報公開の範囲については、現在検討中ですが、製品プラ等の落札単価については非公開の予定です。
73	その他	製品プラスチックの再商品化事業者はいつ頃公表されるか。	再生処理事業者の公表は、例年、11月中旬頃を予定しており、今年度についても同じ時期の予定です。
74	その他	今後の参考にするため、引渡調査の調査結果を公表して欲しい(数量、市町村数、数量など)。	現在、公表の可否、範囲を検討中です。
75	その他	容リプラと製品プラが混ざったペールは、どのようなものにリサイクルされるのか。	令和5年度からの開始のため、実績が無く詳細はお答えできませんが、従来の容リプラと同じようになりサイクルになると思われます。
76	その他	申込量と実際の引渡量の差が発生した場合、どの程度まで許容するのか。	従来の容リと同じ、±10%または1,000トン未満までの予定です。
77	その他	プラスチック資源循環促進法33条の認定計画について教えて欲しい。	認定ルートは国の責任で認定するものですので、詳細については環境省に質問してください。

令和5年度向け「プラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)」
質疑概要

本資料は、令和4年6月29日(水)～令和4年7月1日(金)に開催されたプラスチック資源循環促進法(第32条)に関する市町村等向け説明会(オンライン)において、参加申し込みの際の事前質問や説明会当日の質問、説明会後の質問に対する回答をまとめたものです。

No.	区分	Q	A
78	その他	製品プラの再商品化にあたり、各リサイクル(材料、ケミカル)の割合は、どの程度を見込んでいるのでしょうか？	令和5年度からの開始となり、現時点で実績のデータはありませんのでお答えできません。
79	その他	圧縮梱包機に関して推奨するメーカーやその製品、金額等の情報が欲しい。	当協会では推奨しているメーカーは無く、また圧縮梱包機に関する情報を持ち合わせておりませんので、直接メーカーにお問い合わせください
80	その他	循環型社会形成推進交付金について質問したい。	お手数ですが、環境省にお問い合わせください。